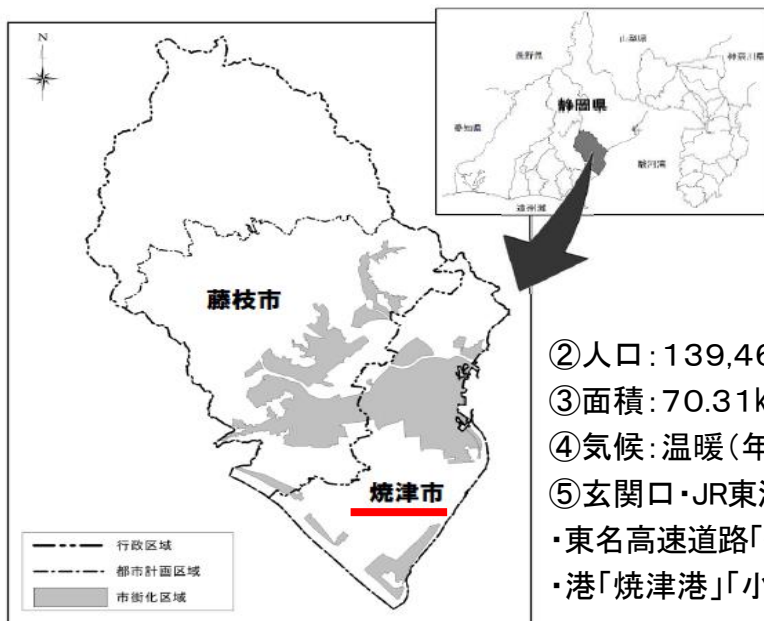


焼津市行政経営システムについて

～市民にとっての成果重視の行政経営を目指す～

平成29年11月10日(金)
焼津市政策企画課 藤野 大

焼津市の概況



- ①位置: 静岡県の中央部
 ・東京から約200km(東京駅—焼津駅まで新幹線・在来線で90分)
 ・静岡市の西隣(静岡駅—焼津駅(12分))

②人口: 139,462人(H27国勢調査)

③面積: 70.31km²

④気候: 温暖(年間平均気温: 16.5度)

- ⑤玄関口・JR東海道本線「焼津駅」「西焼津駅」
 ・東名高速道路「焼津IC」「大井川焼津藤枝SIC」
 ・港「焼津港」「小川港」「大井川港」

わがまち焼津の姿



豊富な海の幸



まぐろ



かつお



桜えび



しらす



魚河岸シャツ

魚河岸シャツは、魚河岸のロゴが入った漁師町の焼津ならではのご当地ウェア。

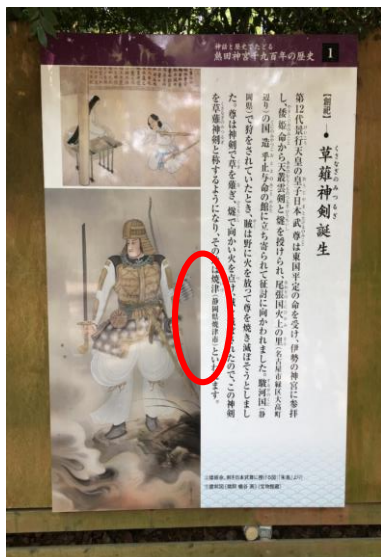


焼津にゆかりある歴史的人物

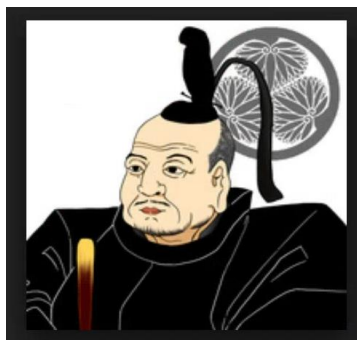


● ヤマトタケル

● 小泉八雲




● 徳川家康



ご当地ヒーロー・キャラクター



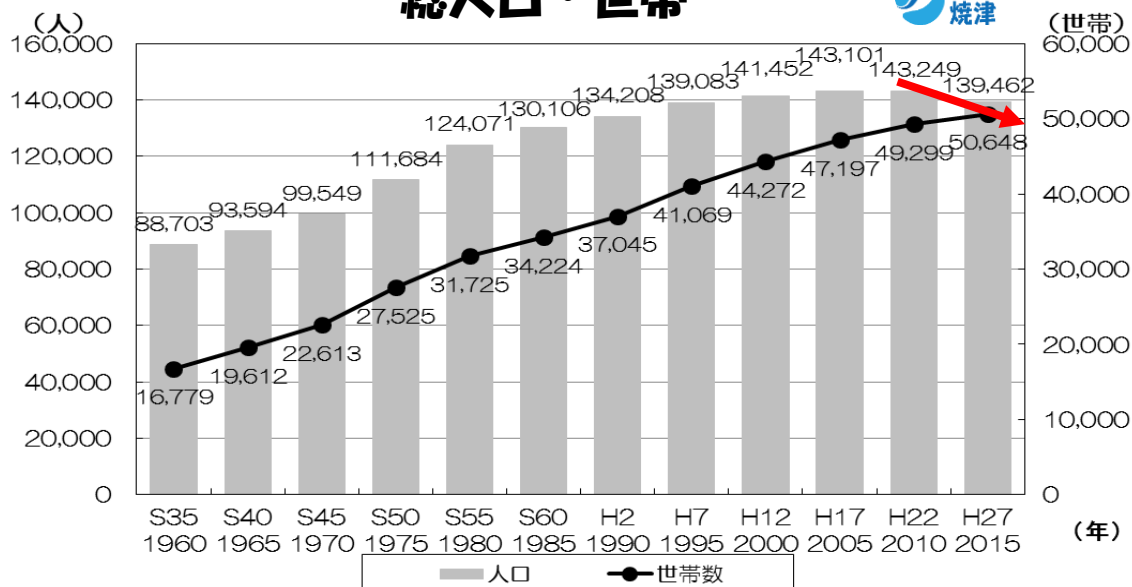
魚レンジャー！！ 



やいちゃん

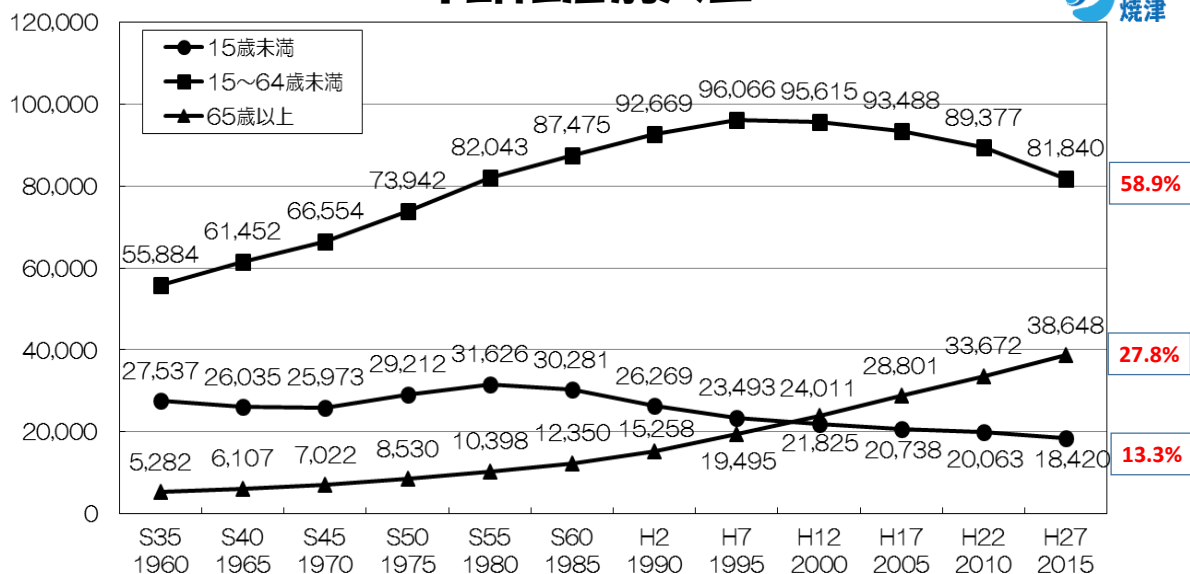


総人口・世帯



資料：総務省「国勢調査」

年齢階層別人口



資料：総務省「国勢調査」

高齢者世帯

単位：世帯



区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
子らとの同居世帯	13,869	13,799	13,759	13,430	13,681
ひとり暮らし世帯	4,391	4,678	4,936	5,728	5,830
夫婦のみ世帯	4,249	4,375	4,592	4,989	5,354
その他の高齢者のみ世帯	268	284	276	337	377
計	22,777	23,136	23,563	24,484	25,242

資料：「高齢者福祉行政の基礎調査」

人口動態（自然動態・社会動態）



■人口動態の推移

(単位：人)

年月	自然動態			社会動態			純増減
	出生者数	死亡者数	自然増減数	転入者数	転出者数	社会増減	
2005 (H17)	1,084	-923	161	3,730	-3,881	-151	10
2006 (H18)	1,133	-930	203	3,699	-4,127	-428	-225
2007 (H19)	1,128	-951	177	3,928	-4,125	-197	-20
2008 (H20)	1,087	-1,089	-2	3,785	-3,748	37	35
2009 (H21)	1,257	-1,209	48	4,007	-4,072	-65	-17
2010 (H22)	1,302	-1,378	-76	4,014	-3,940	74	-2
2011 (H23)	1,236	-1,358	-122	3,787	-4,024	-237	-359
2012 (H24)	1,263	-1,399	-136	3,859	-4,921	-1,062	-1,198
2013 (H25)	1,147	-1,389	-242	4,246	-5,157	-911	-1,153
2014 (H26)	980	-1,448	-468	4,116	-4,578	-462	-930
2015 (H27)	1,065	-1,546	-481	4,202	-4,713	-511	-992

注：各年（1/1～12/31）の集計

資料：市資料「統計やいづ（市民課調べ）」

結婚届出数



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
婚姻届出数	775	795	722	673	656	611	588

平均初婚年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
男性	29.9	30.6	30.3	30.1	31.2	30.3	30.9
女性	28.0	28.6	28.5	28.2	29.2	28.9	29.3

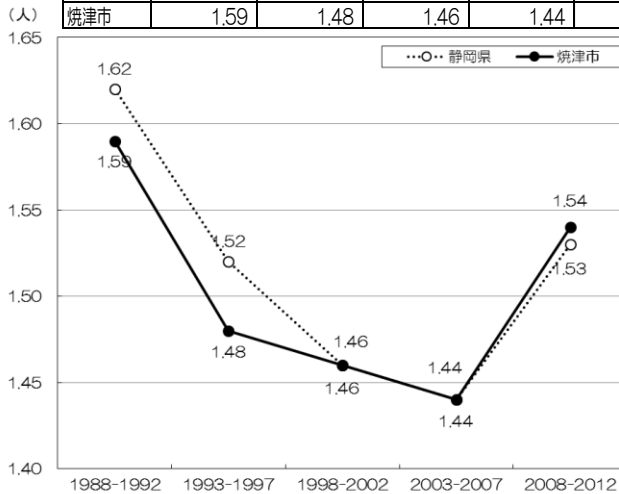
資料：「静岡県人口動態統計」

合計特殊出生率



■合計特殊出生率の推移

	1988-1992	1993-1997	1998-2002	2003-2007	2008-2012
静岡県	1.62	1.52	1.46	1.44	1.53
焼津市	1.59	1.48	1.46	1.44	1.54



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」

I 行政経営システム

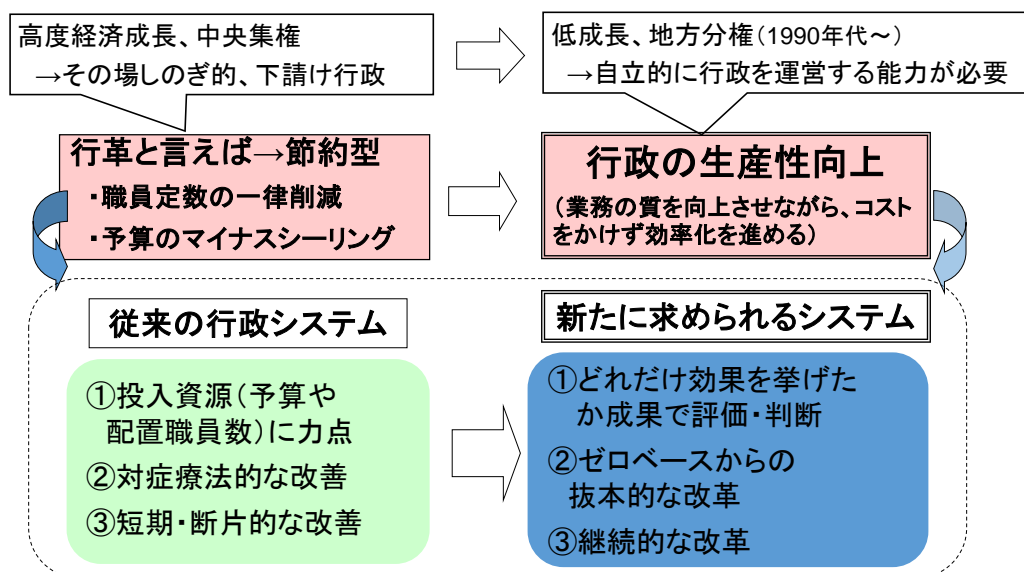
- 1 行政改革の変遷
- 2 焼津市自治基本条例
- 3 総合計画
- 4 行政評価
- 5 焼津市行政経営システム
- 6 行政経営方針
- 7 予算編成

II 推進体制

I 行政経営システム



I - 1 行政改革の変遷



I - 1 焼津市行政経営システムの変遷

平成11年度	自主研究グループによる研究
平成12年度	行政組織等の検討
平成13年度	行政評価導入検討
平成14年度～	行政評価の試行
平成17年度～	行政評価の導入(事務事業評価実施)
平成21～22年度	第5次総合計画策定(行政評価・市民参加の手法)
平成23年度～	第5次総合計画スタート(庁内推進体制整備、施策評価実施、事務事業優先度評価実施・施策別枠配当予算編成試行)
平成24年度～	行政経営方針策定、施策別枠配当予算編成実施、総合計画市民評価会議・市民報告会の開催
平成25年度～	行政評価電算システムの導入(事務事業と予算事業の結びづけ)
平成26年度～	自治基本条例施行(総合計画・行政評価の規定)
平成27年度～	行政評価と人事評価の連携を試行
平成28～29年度	第6次 総合計画 策定(コンサル委託業務廃止、基本構想の目標年次は設定なし、基本計画の計画期間は、市長任期に合わせる。)

I - 2 焼津市自治基本条例

焼津市自治基本条例(平成26年10月1日施行)

第6章 市政運営

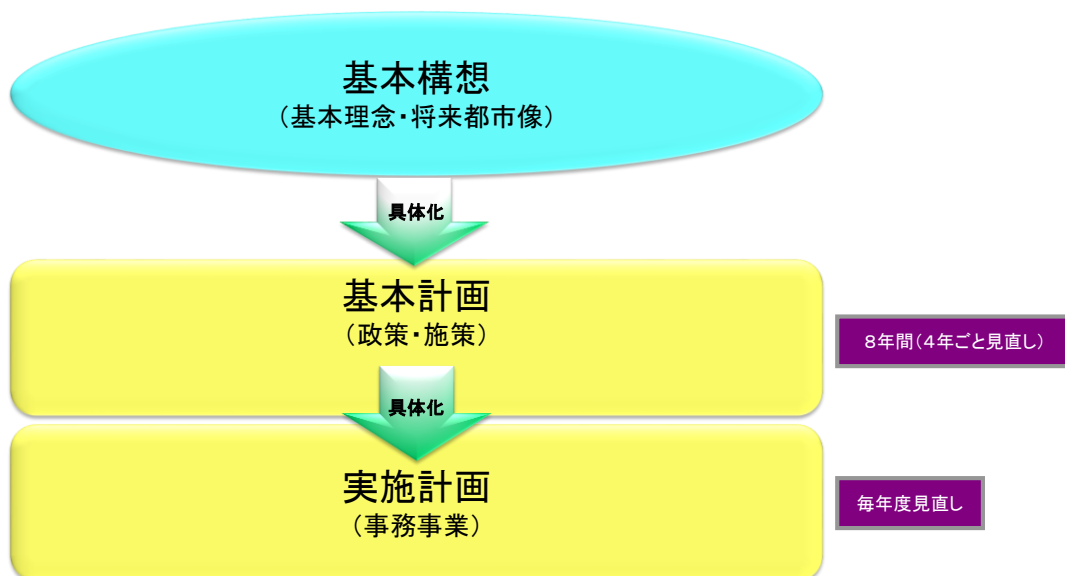
第21条(総合計画)

- ◆ 市長は、市政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具現化するための計画(以下「総合計画」といいます。)を**策定します。**
- ◆ 2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参加のもとに十分話し合い、総合計画に市民と市長等の役割分担について、明記します。
- ◆ 3 市長は、基本構想の策定及び変更に当たっては、議会の議決を得なければなりません。

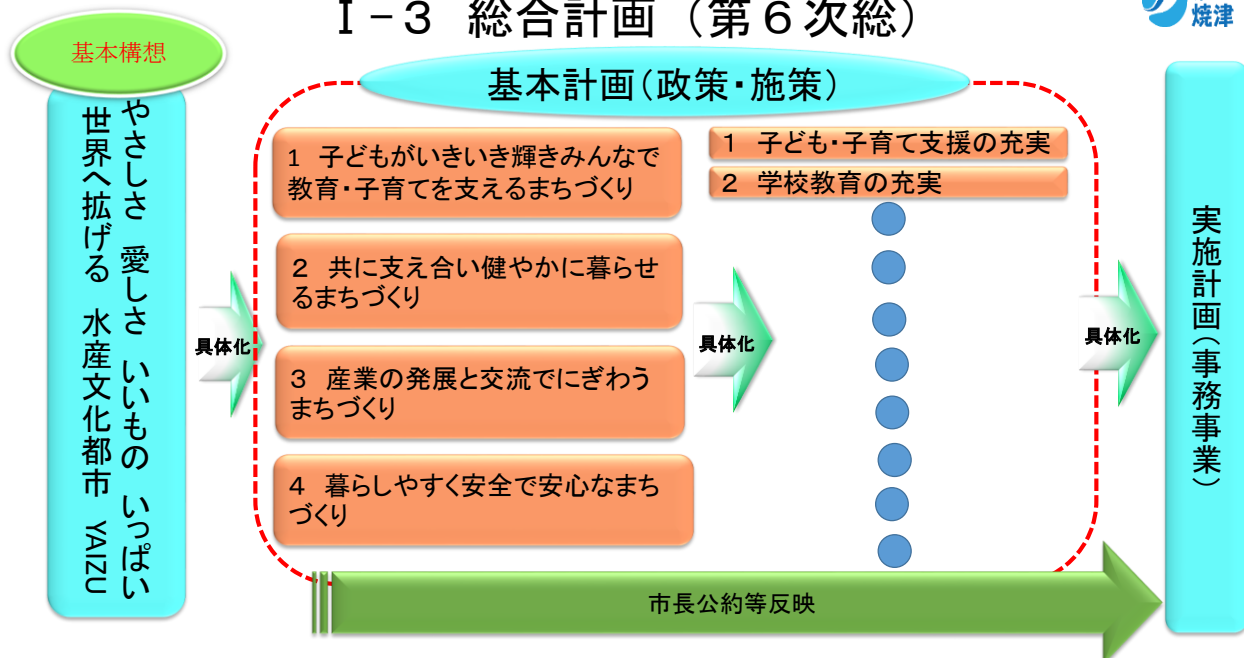
第22条(行政評価)

- ◆ 市長等は、効率的かつ効果的にまちづくりの課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、行政評価による計画・実行・評価のマネジメント・サイクルに基づく市政運営を行います。
- ◆ 市長等は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表します。
- ◆ 市長等は、行政評価を活用し、総合計画の策定及び進行管理を行います。

I - 3 総合計画 (体系)



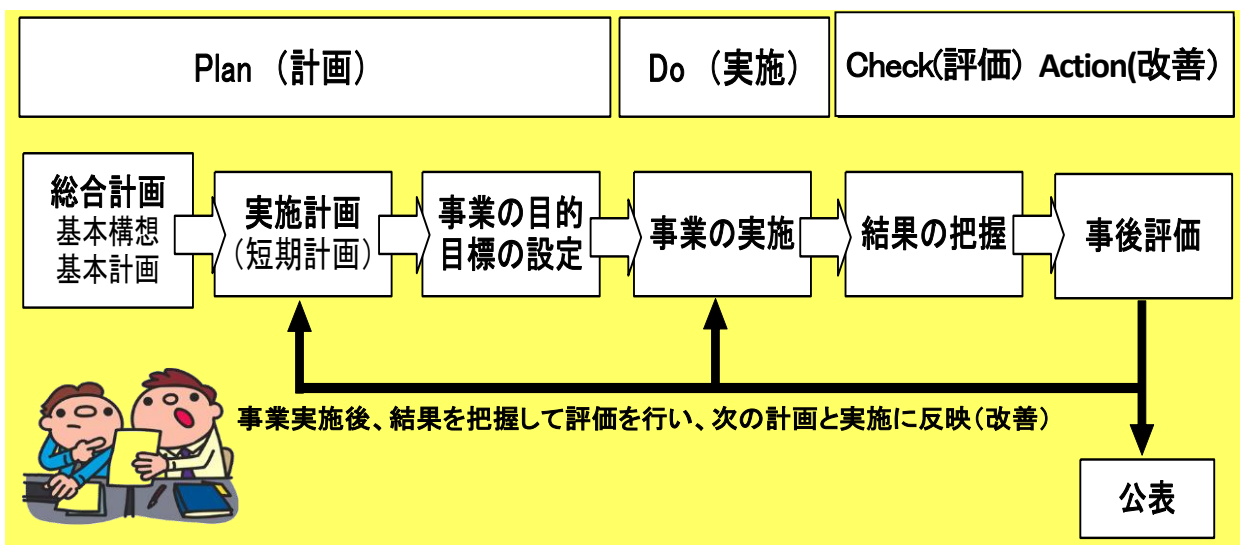
I-3 総合計画（第6次総）



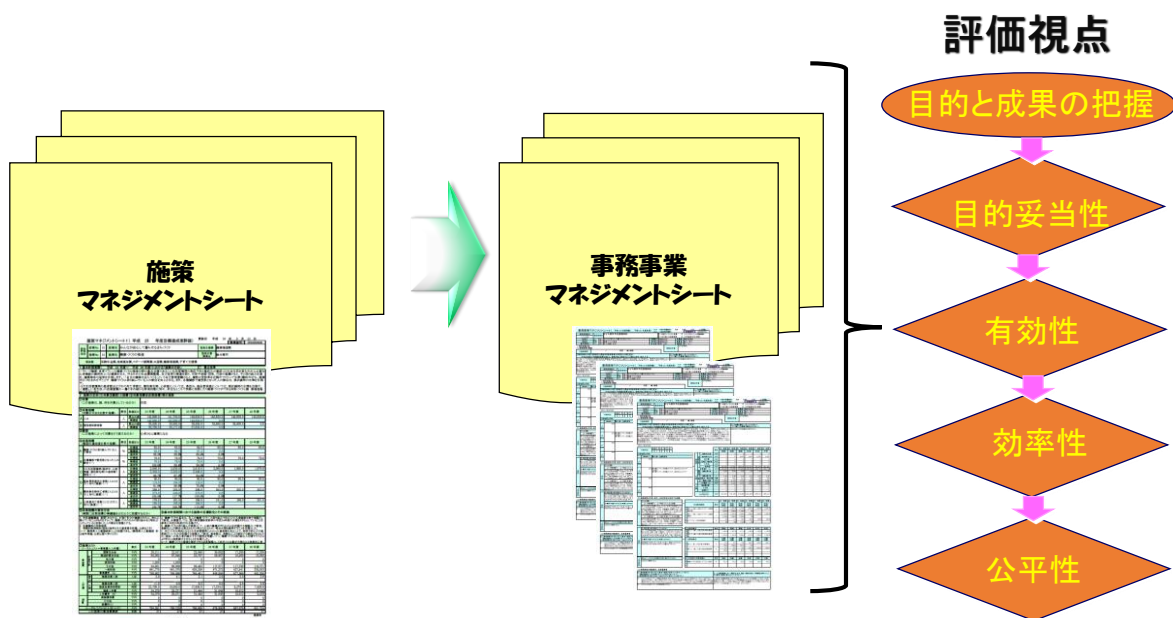
I-3 総合計画（基本計画（施策）の記載内容）

項目	内容
①施策が目指す姿（状態）	誰（何）がどのような状態になればいいか。施策が目指す理想の姿を「対象」と「目指す姿（状態）」で示す
②現状・課題	現状（事実）と今後必要とされる課題
③施策の方針	課題を解決するための取組の方向性
④基本事業	施策の方針に沿った基本となる事業
⑤成果指標（KPI）	施策の達成度を測定（尺度）するための指標
⑥市民と行政の役割	施策を達成するための市民の役割と行政の役割
⑦施策に関連する個別計画	施策を達成するための法律等に基づく個別計画

I-4 行政評価（マネジメントサイクル）の概念

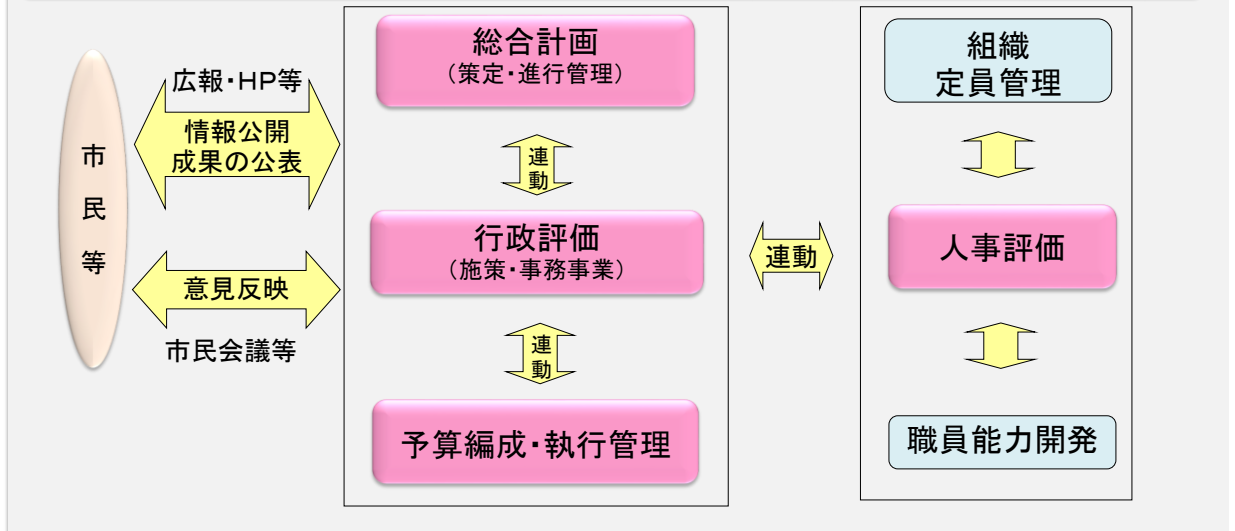


I-4 行政評価のツール

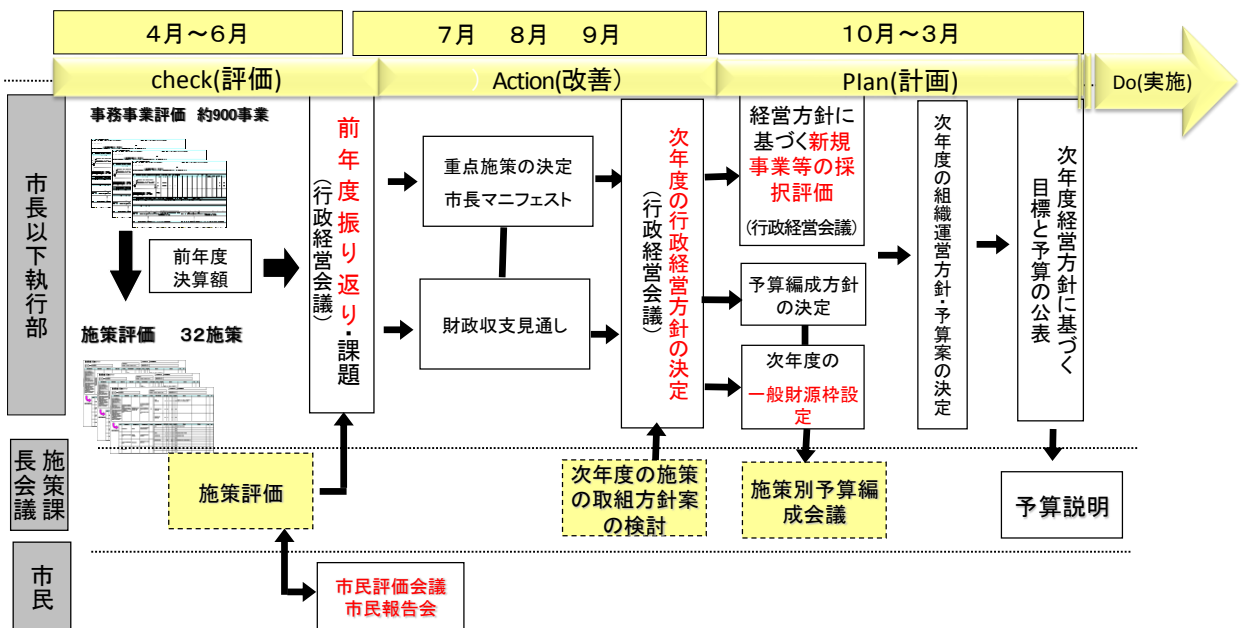


I-5 焼津市行政経営システム（イメージ）

「焼津市行政経営システム」は、総合計画を着実に推進するためのマネジメントツールとして「行政評価」を行い、評価結果が予算・人事等と連動する仕組み。

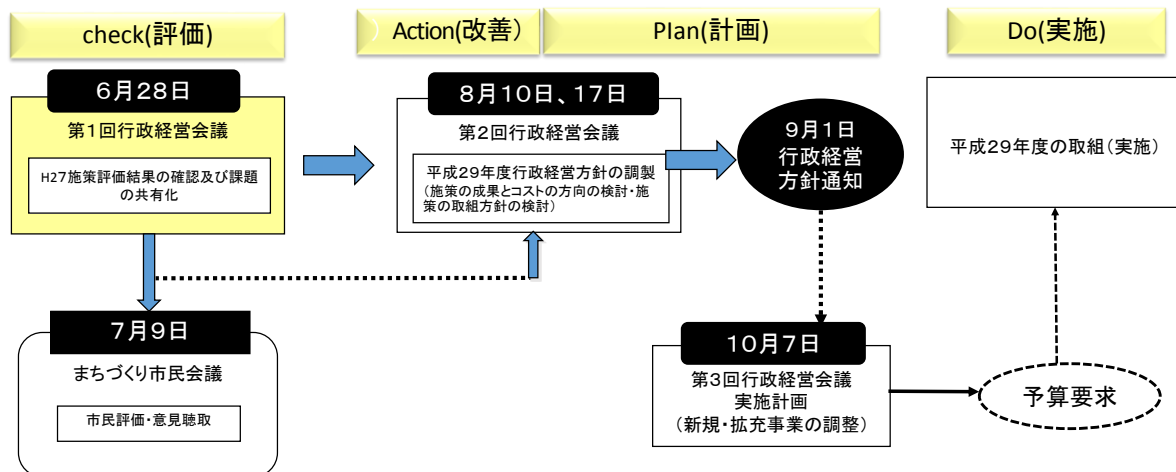


I-5 行政経営システムの流れ



I-6 行政評価から行政経営方針

- 施策評価等は、焼津市行政評価実施要綱に基づき、毎年度終了後に行う。→事後評価
- 評価結果や市民意見を踏まえ、次年度に向けてた施策の取組方針や、重点的に取り組むべき施策等を示した平成29年度焼津市行政経営方針を調製する。



I-6 行政経営方針

- 行政経営方針は、総合計画を着実に達成するための補完する方針であり、施策評価(PDCA)に基づき毎年度策定している。

行政経営方針の構成

共通認識

- ・国の経済基調判断と政府の取組方針
- ・市の経済動向及び財政見通し
- ・市の課題と課題解決に向けた対応
- ・施策の基本的な方針

踏まえ



施策名

1-1 健康づくりの推進

施策の方針

- ① からだを動かすことを一つのキーとした施策を進める・他施策と連携して、意識しなくても、「健康づくり」になるような継続的な施策を行う。
- ② 他施策と連携し、食育を含めた生活習慣の改善事業の充実を図っていく。
- ③ 健康づくりをするためには、まずは、自分自身の健康状態を知ることが必要であることから、引き続き、検(健)診率の向上をめざす。そのために、国の指針を踏まえながら、市の検(健)診方法をより充実させ、受診しやすい環境づくりを進める。
- ④ いつも元気に活動することができるよう助言するために、保健師、栄養士による健康相談の更なる充実を進めていく。
- ⑤ 児童生徒や保護者の意識向上に向けて、他施策との連携により一層の充実を図る。

I-7 行政評価と連動した予算編成

- ◆人口減少と少子高齢化
- ◆税収の減少
- ◆市民協働社会への対応 …

○行政の生産性向上

・限られた財源で、総合計画に定めた目標を達成していくためには、抜本的な改革と効果的な事業選択等をしていく必要がある。

○市民協働の推進

・市民協働社会の実現のためには、市民に近い職場(現場)の判断に基づく予算措置が必要である。

・行政経営方針に基づく予算編成

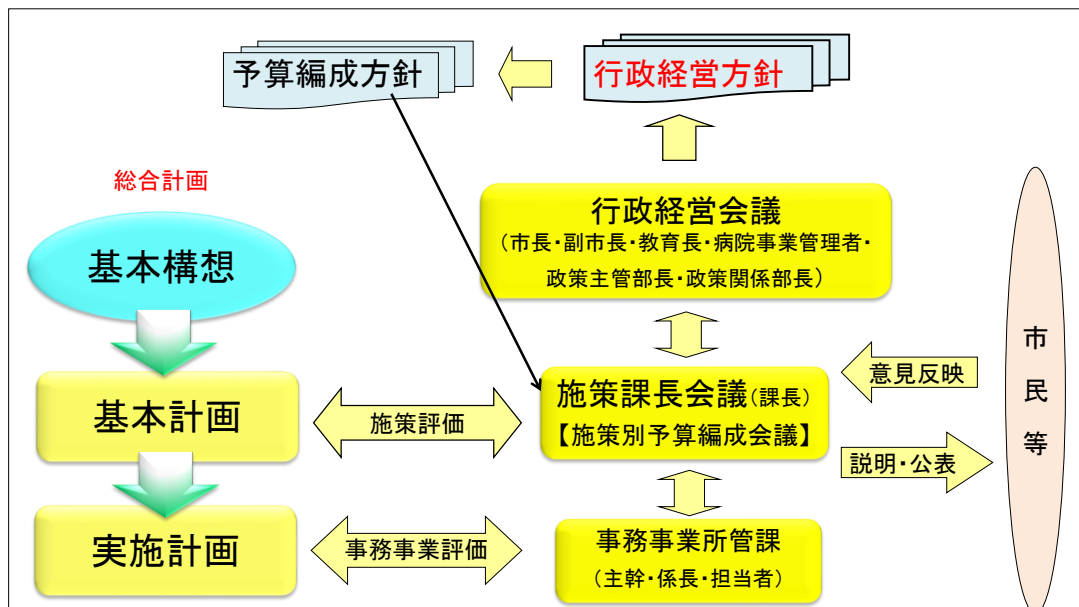
・庁内分権・市民分権型予算編成

- ・事務事業評価の結果を踏まえ、既存事業の継続か廃止かを検討
- ・事前評価に基づき、新規・拡充事業を決定
- ・行政経営方針に基づき、施策別枠配当予算額を決定
- ・施策別に優先順位をつけて、実施事業を決定

II 推進体制



行政経営（総合計画）の推進体制



行政経営会議

・行政経営会議は、トップマネジメントの強化を図るとともに、迅速かつ効率的・効果的な行政経営を推進するため、総合計画や長期計画に関する事項、行政経営方針や重要な施策・事業に関する事項等について協議し、意思決定を行う。

会議で協議していること

○施策の振り返り

基本計画の前年度の振り返りと今後の課題の検証。

○次年度の方針

振り返り、課題及び市民会議での意見を踏まえ、次年度の行政経営方針として、各施策の取組方針及び成果・コストの方向性を決定。

○新規企画事業等

次年度の行政経営方針との整合性や施策成果の貢献度等を審議し、新規・拡充事業の方向性(採択・不採択等)を決定。



行政経営会議

施策課長会議

- ・施策課長会議は、「行政経営会議」で示された行政経営方針の下、施策の推進調整を図るための組織として、施策を所管する課長で編成している。
- ・施策課長会議では、「総合計画の施策の進ちよく管理」を行い、予算要求時においては「施策別の予算編成」を行っている。

会議で協議していること

○施策の振り返りと課題の検討

前年度の施策の振り返りと課題の検討。

○市民意見の聴取と施策の取組方針案の検討

市民から施策の進ちよくに係る意見を聴取し、これを踏まえて次年度の施策の取組方針案を検討。

○施策別予算の検討

施策ごとの配当された予算枠に対し、事務事業の優先度を考慮し予算編成を行う。

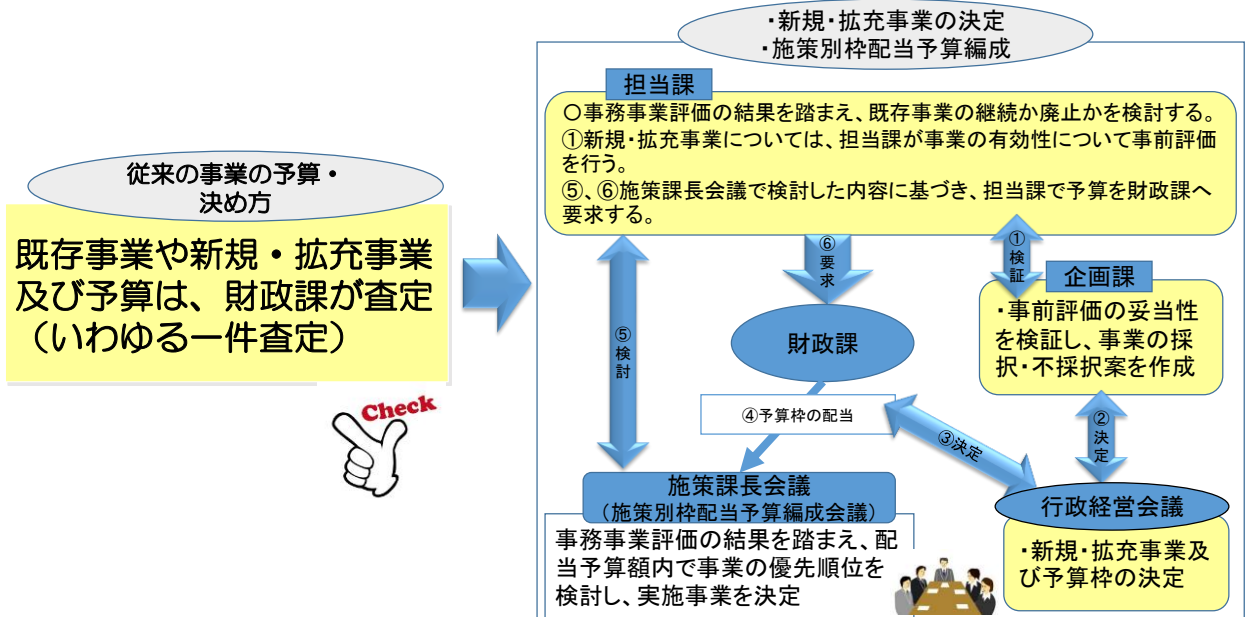


施策課長会議



施策別予算編成会議

行政評価を踏まえた、事業決定・予算編成の流れ



市民参加

①まちづくり市民会議

- ・毎年度、公募市民が総合計画の施策の進捗状況を市民目線で評価。
- ・公募市民は30～40名で編成している。
- ・施策課長がファシリテーターを務めるとともに、総合計画の施策の進捗状況について説明しながら、参加市民と意見交換を行う。
- ・意見については翌年度の行政経営方針につなげている。



まちづくり市民会議

②総合計画進ちょく報告会

- ・市が毎年度、市民(自治会)を対象に、総合計画の進捗を報告。



総合計画進ちょく報告会

③市民意識調査

- ・毎年度「総合計画」の施策の目標達成度を把握するために、無作為抽出の18歳以上の市民3,000人を対象に実施。



市民意識調査

まとめ

行政経営は、民間の経営理念や経営手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立った行政活動(市民満足度の向上)を展開すること。

(1)成果重視の行政経営

民間の経営的視点に立って、行政運営をこれまでの管理型(どれだけの資源を投入したか、サービスを提供したか)ではなく、経営型(結果として市民は何を得られたか、どのような効果がもたらされたか)といった「**成果重視**」へ転換する行政経営を進める。

(2)効率的な行政資源の配分

限られた行政資源(予算、人財)を効率的・効果的に活用するために、目的や必要性、効果などを把握・評価するとともに、施策の重点化や事務事業の拡充・維持・縮小・廃止等を決定し、「**予算配分の適正化**」を進める。

(3)透明性の高い行政経営

市民と協働して“まちづくり”を進めていくために、市民と施策の評価・検証を実施するとともに、進ちょく状況を広く市民に伝え、「**説明責任と透明性**」を確保する。

(4)職員の意識改革

職員が市民との対話を通じて、「何のためにやるのか、誰のための事業なのか」を考え、現状のままではよいのかを常に自ら問いかける「**意識改革**」を図るとともに「目的やコスト意識の向上と政策形成能力」をつける。

行政改革といふことは、よく気をつけないと弱いものいじめになるよ。

おれの知っている小役人の中にも、これ迄随分ひどい目に遭ったものである。

全体、改革といふことは、公常（こうへい）でなくてはいけない。そして大きい者から始めて、小さいものを後にするがよいよ。

言い換へれば、改革者が一番に自分を改革するのサ、松平越中守が、田沼時代の幣制を改革したのも、実践躬行をやって、下の者を率ゐていたから、あの通りうまく出来たのサ。

